

2008年4月23日

勧告的意見の表明

我々、自由民主党原爆症認定を早期に実現する会は、一昨年以来被爆者援護法の精神を早期に具体化し、「一日も早く」、「一人でも多く」の被爆者を救済すべく院内外を問わず精力的に活動を行ってきた。新年度より大幅に拡大された新認定基準により医療分科会の審査がスタートしたことは一つの大きな成果である。又今国会においていわゆる「在外被爆者救済法案」の早期成立を党派の違いを超えて目指していく所存である。

こうした中、約300名の原告の方々から原爆症認定をめぐる集団訴訟が全国各地で提起されており、人道的・社会的見地からもその早期の解決が迫られている。直近の判決でも国は既に六連敗しており、これ程までに行政と司法の乖離が大きい事例も誠に異例である。「法の支配」を実現し不毛な争いをやめ早期の被爆者救済を図るため、当会は多くの被爆者の方々の切実な願いをふまえ訴訟両当事者に協議等を含め訴

訟の早期解決を図るべきことを勧告的意見として表明するものである。

又、司法の場においても現実的早期救済の立場に立ち又与党PT案に基づく新認定作業が開始されつつあることに鑑み、これまでの累次の判決をふまえた対応を更に深化させることを切望するものである。この勧告的意見をふまえ真摯に対応するとともに不毛かつ無用な訴訟継続はやめ、政府においては直近の知見等ふまえより一層かつより一段の被爆者救済のための措置をとることを強く求めるものである。以上、勧告的意見をここに発出し広く世に問うものである。

原爆症認定を早期に実現する会一同